

唐津市告示第139号

令和4年度唐津市空き店舗チャレンジ出店促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

唐津市長 峰 達 郎

令和4年度唐津市空き店舗チャレンジ出店促進事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、商業の活性化を図ることにより、まちの賑わい及び雇用機会の創出に資することを目的として対象区域の空き店舗等を借りて改装し、出店する者に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）及び佐賀県地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱（平成29年3月22日付け経第2077号佐賀県産業労働部経営支援課長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象区域 唐津農業振興地域整備計画で定める農用地区域を除く区域をいう。
- (2) 空き店舗等 おおむね1か月以上無人の状態にある建物であって、改装等により店舗として活用する空き家又は過去に営業していた実績があり、おおむね1か箇月以上営業が行われていない店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の建物内のものを除く。）をいう。
- (3) 店舗等改装費 新規出店に必要な空き店舗等の改装に係る費用をいう。ただし、建物に附帯するものを対象とし、備品等の動産を除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、日

本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の大分類Iのうち小売業、大分類Mのうち飲食サービス業、大分類Nのうち生活関連サービス業又は市の商業環境の向上に資すると認められる事業を営む事業者が対象区域の空き店舗等を借りて新規出店を行う事業とする。

（補助対象事業者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 対象区域の空き店舗等を借りて出店する個人又は法人であること。
- (2) 事業計画について、唐津商工会議所、唐津東商工会又は唐津上場商工会の経営指導員（以下「経営指導員」という。）により、承認された者であること。
- (3) 出店に際して法律に基づく資格、許可等が必要な場合において、当該資格、許可等を有している者であること。
- (4) 市税を滞納していない者であること。
- (5) 出店しようとする空き店舗等において、1年以上継続して営業することが見込まれ、原則として午前9時から午後9時までの間に5時間以上かつ週5日以上営業すること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (6) 唐津商工会議所、唐津東商工会又は唐津上場商工会の会員（事業開始に当たり、入会する者を含む。）であること。

2 前項の補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 出店しようとする空き店舗等において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業を行う者
- (2) 出店しようとする空き店舗等の所有者と同一世帯に属し、又は生計を一にする者
- (3) 出店しようとする空き店舗等の所有者の3親等以内の親族
- (4) 県外に本店のあるフランチャイズチェーン店を出店しようとする者
- (5) 県内の既存店舗を閉店し、新たに出店しようとする者
- (6) 過去に本事業による補助金の交付を受けている者又は過去にこの要綱の趣旨

と同様の補助金の交付を受けている者

(7) 空き店舗等を倉庫又は駐車場として利用する事業者

(8) その他市長が不相当と認める事業者

(補助対象事業の承認)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、あらかじめ、事業計画について経営指導員に相談し、承認を受けなければならない。

2 経営指導員は、前項に規定する相談を受けた事業計画の実現性が低いと認めたときは、指導するものとする。

3 経営指導員は、前2項の規定による相談を実施した結果、当該計画の実現性があると認めたときは、唐津市空き店舗チャレンジ出店促進事業費補助金申請に係る経営指導員による承認書（第1号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助対象経費、補助率及び補助金の限度額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の限度額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費にあつては、次に掲げる経費を除くものとする。

(1) 改装する空き店舗等が住居を兼ねる場合は、住居に利用される部分及び住居に利用される部分と明確に区分できない部分に要する経費

(2) 平成27年度から平成29年度までに呉服町商店街ファサード整備事業費補助金の交付を受け、店舗等の外観を整備した部分の改修に要する経費

(3) 他の補助金等の交付の対象となる経費

(4) 公租公課費（消費税相当額及び地方消費税相当額、産業廃棄物税、収入印紙等）

(5) 補助金の交付決定前に発生した経費

(6) 補助対象経費として明確に区分できない経費

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第3項の規定により、補助金の交付を決定する場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 景観協定等の地域住民で定めた景観に関する取決めがある地域に出店する場合は、その取決めを尊重すること。
- (2) 改装工事完了後、速やかに出店を行うこと。
- (3) 出店後の店舗での営業の様子を写真データで市へ提供し、その公表に協力すること。
- (4) 出店後3年間を目途に経営状況について市へ報告すること。

(補助金の交付申請及び提出期限)

第8条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書は第2号様式によるものとし、同項第2号の予算書は第3号様式によるものとする。

2 前項の規定による補助金の申請書の提出期限は、令和4年12月28日とする。ただし、市長が必要と認める場合は、提出期限を変更することができるものとする。

3 補助金の交付申請書の補助金申請額の合計が予算を超える場合は、予算を超えることとなる申請があった日の申請者全員を対象として抽選を行い、補助金の交付申請書の受付順を決定するものとする。

(計画変更申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金額又は申請内容に変更が生じる場合は、遅延なく唐津市空き店舗チャレンジ出店促進事業費補助金計画変更申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の30パーセント以内の増減で、補助金額に変更のない場合
- (2) 補助の目的及び効果に関係しない程度の事業計画の細部を変更する場合

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から30日を経過する日又は令和5年3月15日のいずれか早い日までに、唐津市空き店舗チャレンジ出店促進事業実績報告書(第5号様式)に唐津市空き店舗チャレンジ出店促進事業決算書(第6号様式)その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、特に市長が必要と認める場合は、

令和5年3月30日を限度に提出期限を延長することができるものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費の収支を明らかにした書類等を整備し、補助対象事業完了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年度に行う補助対象事業に適用する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	補助率	補助金の限度額
店舗等改装費	補助対象経費の1／3 以内	補助対象事業者1件当たり50万円